

# 株主メモ

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月（基準日12月31日）
期末配当金支払 株主確定日	12月31日
中間配当金支払 株主確定日	6月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目 4番1号 三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
公告の方法	電子公告により行います。ただし、 事故その他やむを得ない理由によっ て電子公告によることができない場 合は、日本経済新聞に掲載する方法 により行います。 <a href="https://www.asahigroup-holdings.com/ir/e_public/">https://www.asahigroup-holdings.com/ir/e_public/</a>
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 中間配当金のお支払いについて

第99期中間配当金は、2022年8月9日開催の取締役会の決議により1株当たり55円に決定されました。同封の「配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にて、払渡しの期間内（2022年9月1日（木）から2022年9月30日（金）まで）にお受け取り願います。

また、銀行預金口座等振込ご指定の方は、ご指定口座への入金をご確認くださいませようお願ひ申しあげます。株式数比例配分方式を選択されている場合は、お取引の口座管理機関（証券会社）にお問い合わせください。

なお、同封いたしております「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や、確定申告を行う際の添付書類としてご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択されている場合は、お取引の口座管理機関（証券会社）にお問い合わせください。

## マイナンバー制度に関する手続きについて

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きで必要となります。

### 株式関係事務におけるマイナンバーの利用目的

法令に定められたとおり、支払調書に株主様のマイナンバーを記載し、税務署に提出いたします。このため、株主様からお取引のある証券会社等へ、以下のとおりマイナンバーを届出いただく必要がございます。

#### ●証券会社の口座で株式を管理されている株主様

お取引の証券会社までお問い合わせください。

#### ●証券会社とのお取引がない株主様

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部までお問い合わせください。

### 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

**郵便物の送付先** 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

**電話照会先** ☎ **0120-782-031** オペレーター対応  
(9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

**ホームページ** <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

### 株式に関するその他のお問い合わせ窓口

アサヒグループホールディングス株式会社 Legal 株主様係  
TEL 03-5608-5113 E-mail [kabushiki@asahigroup-holdings.com](mailto:kabushiki@asahigroup-holdings.com)